

第2次「DV被害者支援計画」の体系(案)

【基本の柱】 1 DVを許さない社会づくり

【重点目標】 (1) 関係機関、団体の連携等による取組の推進

- ①関係機関、団体の連携強化
- ②基本計画の策定と取組の推進

【重点目標】 (2) DV防止のための教育・普及啓発

- ①生涯にわたる人権学習の推進
- ②DV防止の意識啓発の拡充
- ③若者に対するデータDVの予防啓発

拡

【重点目標】 (3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上

- ①人材の確保
- ②相談員等の専門性の向上
- ③相談員のメンタルヘルスケアの充実

【重点目標】 (4) 加害者への対応

- ①加害者への厳正な対応
- ②加害者の更生の支援
- ③加害者の気づきへの支援

【基本の柱】 2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

【重点目標】 (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備

- ①配偶者暴力相談支援センターの周知
- ②発見・通報及び相談に関する体制整備

【重点目標】 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化

- ①配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上
- ②県の他機関との連携強化
- ③市町村との連携強化

拡

【重点目標】 (3) 高齢者、障がい者、外国人等が相談しやすい体制づくり

- ①配偶者暴力相談支援センターの周知
- ②各相談機関における相談機能の強化
- ③通訳、手話等による相談対応

【基本の柱】 3 DV被害者の一時保護体制の充実

【重点目標】 (1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保

- ①一時保護の実施
- ②安全の確保

拡

【重点目標】 (2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実

- ①被害者の心理ケアの充実
- ②子どもの心身のケアの充実
- ③保育、学習の支援
- ④災害に備えた体制づくり

拡

【重点目標】 (3) 民間支援施設等との連携

- ①郡部における一時保護ニーズへの対応
- ②民間支援施設等との連携

【基本の柱】 4 DV被害者の自立支援

【重点目標】 (1) 生活再建のための支援

- ①住宅確保に向けた支援
- ②就労支援の充実
- ③生活支援の充実
- ④庁内関係課による情報交換等

【重点目標】 (2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実

- ①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り
- ②被害者及び子どもの心身の回復の支援

拡

【基本の柱】 5 地域における取組の推進

【重点目標】 (1) 地域での見守りによる早期発見・通報及び相談体制づくり

- ①関係団体・者による早期発見・通報
- ②相談体制の充実
- ③各種支援策の活用による生活再建への支援

【重点目標】 (2) 地域での見守りによる自立支援

- ①自立への継続的な支援
- ②地域での居場所づくり
- ③子どもの健やかな成長の見守り